



児第 495 号
社福審第 2 号
令和2年6月4日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県社会福祉審議会
委員長 三沢



千葉県児童相談所の管轄区域の見直しについて。(答申)

令和2年1月20日付け児第1798号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 船橋市及び柏市における児童相談所新設に向けた動きを見据えたとしても、昨今の児童虐待対応件数の増加や一時保護児童数の増加に伴う一時保護所の定員超過の状況を考慮すると、1か所当たりの管轄人口が全国平均を大きく上回っている現在の状況は、可及的速やかに改善すべきであり、そのためには県の児童相談所を2か所増設する必要がある。
2. 増設を行うに当たっての管轄区域の分けについては、地理的条件、人口、交通事情、他の分野における行政圏域等の社会的諸条件を勘案して検討した結果、現在の分けを見直し、以下のとおりとすることが適当である。

児童相談所名	管轄市町村名
中央児童相談所	習志野市、市原市、八千代市
市川児童相談所	市川市、浦安市
柏児童相談所	野田市、流山市、我孫子市
銚子児童相談所	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
東上総児童相談所	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
君津児童相談所	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町
新たな児童相談所①	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
新たな児童相談所②	松戸市、鎌ヶ谷市

※船橋市及び柏市を除く。